

平成 29 年（2017 年）6 月 30 日

障害児通所支援事業者 各位

札幌市保健福祉局

障がい保健福祉部長 山本 真司

サービスの提供の記録の取扱い及び同一日の重複請求について

日頃より札幌市障がい福祉施策の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

このたび、サービスの提供の記録を作成していない事例や複数の事業者から同一日に重複請求があった事例がありましたので、事業者の皆さまにおかれましては、今一度、点検していただき、取扱いに遺漏がないようお願い申し上げます。

記

1 サービス提供記録の取扱いについて

居宅介護事業者が利用者への居宅介護の提供に当たって、サービスの提供の記録を作成していない事例がありました。

障害児通所支援事業者においても、サービスを提供したときは、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度、記録しなければなりません。

このサービスの提供の記録は、サービス提供実績記録票のほか、具体的なサービスの内容に関する記録が必要であり、今回の事業者は具体的なサービスの内容に関する記録を作成していなかったものです。

具体的かつ客観的に作成されたサービスの提供の記録は、サービスの内容や利用者の状況を把握したり、利用者からの苦情や事故への対応にも役立つものであり、さらにはサービスが行われたことの証拠書類となるものです。

今後、本市の調査時にいずれか一方を作成することなく、障害児通所給付費を請求していることが判明した場合は、適正なサービス提供がされたことを確認できないことから、障害児通所給付費の返還対象となる場合がありますので、十分ご留意ください。なお、留意事項は別紙のとおりです。

2 同一日の重複請求について

障害児通所支援給付費について、複数の事業者が同一利用者の基本報酬を同一日に重複して請求している事例やA事業所が国保連請求した日にB事業所でも欠席時対応加算の国保連請求を行っている事例がありました。

「障害児通所給付費等の通所給付決定等について（平成24年障発0330第14号）」に示されるとおり、児童発達支援（医療型児童発達支援を含む）又は放課後等デイサービスと保育所等訪問支援を組み合わせる通所給付決定を行うことは可能であるが、複数の障害児通所支援の通所給付決定を受けている場合でも、複数の障害児通所支援に係る報酬は1日単位で算定されることから、同一日に複数の障害児通所支援を利用することはできない（同一日に同一サービスを異なる事業所で利用した場合を含め、同一日においては、一の事業所以外は報酬算定できない。）とされています。

なお、「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について（平成28年4月1日厚生労働省事務処理要領）」に示されるとおり、保育所等訪問支援については、同一時間帯での支援の提供でない限りにおいて、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスと同一日であっても報酬の算定は可能であるが、保育所等訪問支援を同一日に複数回算定することや障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス（訪問系サービスを除く。）と同一日に算定することはできないとされているところです。

障害児通所支援では、同一日における複数事業所からの請求は認められませんので、十分ご注意ください。

【対象事業者】

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

担当：障がい福祉課指導担当係 はかりや 秤谷
TEL：211-2938